

クラウドサービス等と著作権に関する議論の現状

平成25年12月

1. 知的財産政策ビジョン等

[知的財産政策ビジョン（平成25年6月7日知的財産戦略本部決定）]

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

3. コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成

(1) 新しい産業の創出環境の形成に向けた制度整備

【課題】

- ・新しい産業の創出・拡大に資するクラウドサービスやメディア変換などの促進に向け、私的複製に事業者が関与する場合などの権利制限規定の見直しや、事業の実施に向けた円滑なライセンス体制の構築など、必要な制度の在り方について検討が必要。

【取り組むべき施策】

- ・著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスやメディア変換サービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。（文部科学省）

[知的財産推進計画2013（平成25年6月25日知的財産戦略本部決定）]

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

(2) コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成

【施策例】

(新しい産業の創出環境の形成に向けた制度構築)

- ・著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。（短期）（文部科学省）

2. 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会における検討状況

第1回文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）（平成25年6月17日実施）において、知的財産政策ビジョン等に示された諸課題について、小委員会においてどのように検討すべきかを議論した結果、複数の委員から、「クラウドサービス等と著作権」及び「クリエイターへの適切な対価の還元」は重要な課題であり、優先的に扱うことが適当であるとの意見が示された。

第1回小委員会の結果を受け、第2回小委員会（平成25年8月7日実施）において、「クラウドサービス等と著作権」に係る課題について関係者からヒアリングを実施し、第2回及び第3回小委員会（平成25年9月12日実施）において、ヒアリングを踏まえた議論を行った。（参考資料3参照）

具体的には、関係者からのヒアリングを踏まえ、議論の対象となるサービスや、これらのサービスに係る法的論点等について議論が行われた（参考資料4参照）。

その中で、複数の委員から、法人向けのサービスではなく、「私的使用目的の複製が関係するクラウドサービス」を中心に議論することが適切ではないかとの意見や、（クラウドサービスの利用を必ずしも構成要素としない）私的使用目的の複製が関係するサービスのなかでも、クラウドサービスを利用するものがあるのであれば検討の対象に含めるべきであるとの意見が示された（参考資料3参照）。

また、検討すべき著作権法に係る法的論点として、利用行為主体の問題や公衆用設置自動複製機器の問題、権利者への適切な対価の還元の問題等、複数の論点が示されている。（参考資料4参照）

これらの課題の解決には専門的かつ集中的な検討が求められること等を踏まえ、第4回小委員会（平成25年11月1日実施）において、小委員会の下に本ワーキングチームが設置されることとなった。

3. 本ワーキングチームにおいて議論の対象となるサービスの例

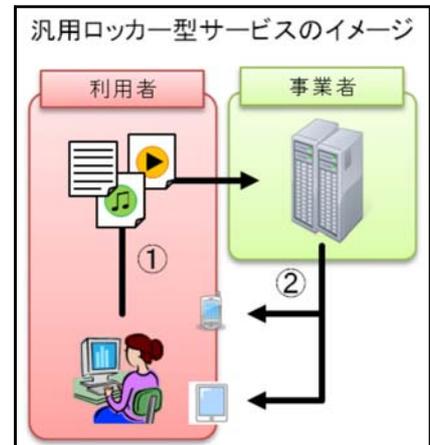
(1) 私的使用目的の複製が関係するクラウドサービス

〔事例1〕汎用ロッカー型サービス

利用者が、自らのパソコン等に保存している各種ファイルをクラウド上のサーバーにアップロードし (①)、当該アップロードしたファイルを自らの様々な携帯端末等において利用 (ダウンロード又はストリーミング) (②) できるようにするサービスをいう。

アップロードできるファイルの種類や内容等は問わないため、利用者が自ら撮影した写真や作成したドキュメントのみならず、利用許諾が必要となる音楽、映画等のコンテンツも広く対象となりうる。

また、クラウド事業者はコンテンツの種類や内容には原則として関与しない点にも特徴がある。



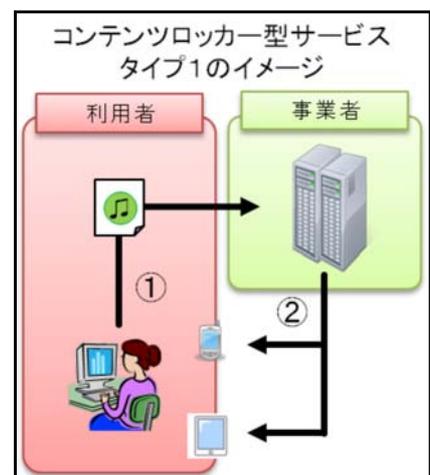
〔事例2〕コンテンツロッカー型サービス

特定の種類のコンテンツ (音楽、映画等) に特化して当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等においていつでも利用できるよう設計されているサービスをいう。

コンテンツロッカー型サービスは、事業者の関与の方法に応じて大きく以下の3つの類型に整理可能であると考えられ、また、実際にはこれら3つの類型が1つ又は複数組み合わせられてサービスが提供されているものと考えられる。

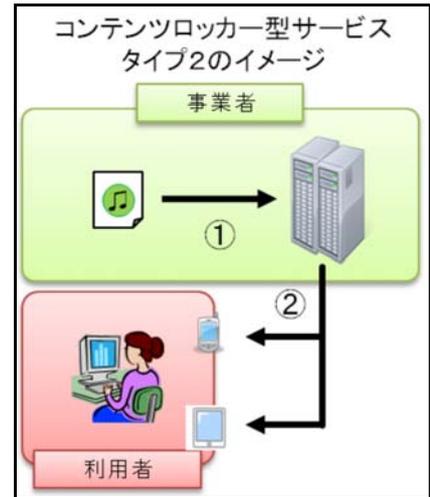
【タイプ1】

利用者が、自らのパソコン等に保存しているコンテンツのファイル (CD等から自らが作成したものや、有料配信サービス等から入手したもの等) を、クラウド上のサーバーにアップロードし (①)、当該アップロードしたファイルを自らの様々な携帯端末等において利用 (②) できるようにするサービス。



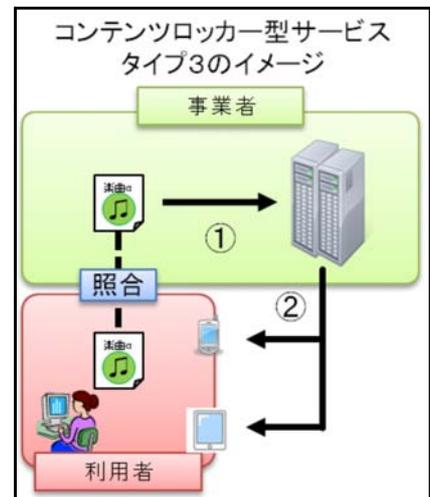
【タイプ2】

クラウド事業者が入手して (①) クラウド上のサーバーに蔵置したコンテンツについて、利用者がライセンスを受け、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等においていつでも利用 (②) できるようにするサービス。



【タイプ3】

クラウド事業者が入手して (①) クラウド上のサーバーに蔵置しているコンテンツのファイルと、利用者が自らのパソコン等に保存しているコンテンツのファイル (CD等から自らが作成したものや、有料配信サービス等から入手したもの等) を照合し、両者が同一のものであるとされた場合に、利用者がクラウド事業者の保有するコンテンツを自らの様々な携帯端末等においていつでも利用 (②) できるようにするサービス。

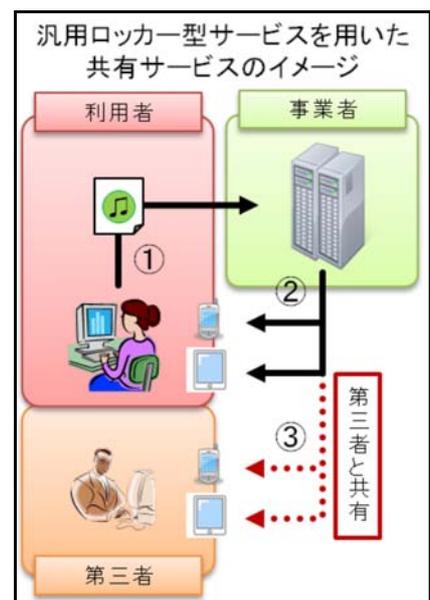


〔事例3〕共有サービス

クラウド上のサーバーに蔵置されているコンテンツを、利用者だけでなく、第三者も共有 (③) できるようにするサービスをいう。

〔事例1〕の汎用ロッカー型サービスや、〔事例2〕のコンテンツロッカー型サービスに共有機能を付加することでサービスが提供されている。

共有の形態としては、利用者が指定した特定の第三者にのみ共有される場合や不特定多数に公開され共有される場合等、様々な場合がある。



(2) その他のサービス (参考) ^{*1}

①私的使用目的以外の複製が関係するクラウドサービス

〔事例1〕論文作成・検証支援サービス

公表された情報をクラウド上のサーバーに収集・分類し、それをもとに論文執筆者に文献情報の提供（和訳等含む）を行ったり、チェック対象の論文を入力すると、収集された文献と比較し、盗作箇所が表示されたりするサービス。

〔事例2〕法人向け評判サービス

インターネット上の情報をクラウド上に収集・分類し、評判を知りたい自社商品等の名称を入力すれば、評判に関するデータが提供されるサービス。

②(1)以外の私的使用目的の複製が関係するサービス

〔事例1〕メディア変換サービス

利用者が自宅で保管しているビデオテープやレコードを、事業者が提出を受け、DVDやブルーレイ等別のメディアに変換して返却するサービス。

〔事例2〕個人向け録画視聴サービス

録画されたテレビ番組を、携帯電話やタブレット等様々な端末で視聴可能にするサービス。

〔事例3〕アクセシビリティサービス

文字で書かれた言語の著作物を音声に変換したり、文字の拡大表示やふりがなの自動付与を行ったりするサービス。

〔事例4〕プリントサービス

画像を指定して注文すると、指定画像をプリントした商品が自宅に届くサービス。

〔事例5〕スナップショット・アーカイブ

利用者が指定したURLの情報が事業者のストレージ上に保存され、URLの参照先のページが削除・変更された後でも元のページを参照できるサービス。

③①以外の私的使用目的以外の複製が関係するサービス

〔事例1〕eラーニング

電子媒体の教材を（当該教材に係る著作権者の許諾を得ずに）非同一構内のキャンパスに送信したり、オンライン専用講座の場合に各利用者に送信したりすることが可能となるサービス。

〔事例2〕法人向けTV番組検索サービス

クラウド上に放送を録画し、法人事業者が危機管理や報道対応のために後で検索して自由に視聴できるようにするサービス。

*1 本文中に示されているサービス名は、基本的に第2回小委員会における関係者ヒアリングで関係者から示されたサービス名による。

4. クラウドサービスと著作権に関する法的論点（例）

（１）利用行為主体

－各クラウドサービスにおける著作物の複製等の主体が利用者であるのか、事業者であるのかは必ずしも明らかではないことから、著作物の利用行為主体をどのように考えるべきか。

（２）「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」（法第30条第1項）該当性

－各クラウドサービスに関し、複製行為の主体が利用者と評価される場合について、法第30条第1項の要件である「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の該当性をどのように考えるべきか。

（３）公衆用設置自動複製機器（法第30条第1項第1号）該当性

－各クラウドサービスに関し、複製行為の主体が利用者と評価される場合であり、かつ当該複製行為が私的使用目的の複製に該当する場合、当該複製行為に用いられるクラウド上のサーバーについて、公衆用設置自動複製機器の該当性をどのように考えるべきか。

（４）「公衆」該当性

－各クラウドサービスに関し、送信行為の主体が事業者と評価される場合に、事業者の行う当該送信行為について、「自動公衆送信」（法第2条第1項第9号の4）の該当性（事業者の行う利用者に対する当該送信行為が「公衆」性を満たすか。）をどのように考えるべきか。

（５）権利者への適切な対価の還元

－クラウドサービス等の技術の発展に対応した、適切な権利者への対価還元のあり方についてどのように考えるか。

（参考）過去の著作権法一部改正

○バックアップや処理の効率化の目的で行われる複製行為にかかる権利制限規定の創設

バックアップ目的の複製行為については、平成21年の著作権法改正により送信の障害の防止等のための複製について権利制限規定が整備されている（法第47条の5）。また、処理の効率化目的の複製行為については、平成24年の著作権法改正において、情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用に関して権利制限規定が整備されている（法第47条の9）。

（以上）